

質問回答

2016年11月14日

「キューバ国基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト」

(公示日:2016年11月2日 / 公示番号:160849)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 4ページ 「第5 プロポーザルに記載されるべき事項」、「3. 業務従事予定者の経験、能力等」、「(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等」、「3) 語学力」 別紙「第2 業務の目的・内容に関する事項」 18ページ 「11. その他留意事項」の「(4) 西語能力」	業務指示書4ページでは「英語」のみが評価対象となっていますが、別紙「第2 業務の目的・内容に関する事項」18ページでは、「評価対象業務従事者で西語能力を有している場合は証明書を添付」とあります。評価対象となる語学力は、「英語、或いは西語」という理解でよろしいでしょうか。	評価対象業務従事者については、現地において英語・西語の通訳を備上することを基本として想定しているため、英語能力を評価対象としています。ただし、英語能力に加えて西語能力を有していれば、先方との円滑なコミュニケーションが可能となることから、JICA 所定の語学認定資格(コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン参照)に係る認定書(写)又は、留学の場合は卒業証明書(写)等の添付がある場合、適宜加点評価します。
2	業務指示書 5～6ページ 「第7 見積価格及び内訳書」	国別研修については、研修内容・実施場所、宿泊先、移動手段、訪問先等、の考え方に提案者の間でバラツキが出ることも予想されます。別途見積での計上とさせていただくことは可能でしょうか。	国別研修については、ご指摘のとおり、研修内容・実施場所、宿泊先、移動手段、訪問先等により、金額は変更するものと考えますが、本プロジェクトにおける国別研修の重要性に鑑み、本見積に含めてください。
3	別紙「第2 業務の目的・内容に関する事項」	「機材調達の検討を行うにあたっては、JICA(事務所・本部)とも調達内容、調達方法などについて	詳細については、契約交渉時にご説明いたします。

	5 ページ 「5. 実施方針及び留意事項」の 「(8) 資機材の調達手続きにつ いて」	て事前に情報を共有し、協議を行い、調達主体 (JICA 本部、JICA キューバ事務所、受注者)を決 定していくこととする。」とあるが、機材の調達主 体を構成する一員およびプロジェクト事業完了報 告書を報告する先として JICA キューバ事務所と 記載がありますが業務が開始された際には既に 事務所が開設されているものとして考えても良い でしょうか。	
4	別紙「第 2 業務の目的・内容に 関する事項」 7 ページ 「5. 業務実施方針及び留意事 項」の「(14) 通信環境の改善へ の支援」	通信環境改善のための対応のために想定される 費用については、見積りに含める必要があるでしょ うか。また、含める必要がある場合、別見積りに計 上してよろしいでしょうか。	通信環境の改善については、本見積りに含める必要はありま せん。また別見積りとしていただく必要もありません。通信 環境については、キューバ側の事情もありますので、日本 側だけで必ずしも実現できるものとは限りません。プロジェ クト開始後、キューバ側の状況や通信環境改善にむけた日 本側の投入の可能性を把握・検討いただき、日本側として の対応策が考えられる場合には、JICA に対してご提案をお 願いいたします。また、既に、現時点で日本側としての対応 策についてアイデアをお持ちであれば、その内容をプロポ ーザルにご記載ください。
5	別紙「第 2 業務の目的・内容に 関する事項」 7 ページ 「5. 業務実施方針及び留意事 項」の「(16) 事業のフェーズ分 け」	・第 1 年次:2017 年 1 月～2018 年 5 月 ・第 2 年次:2018 年 5 月～2019 年 5 月 ・第 3 年次:2019 年 5 月～2022 年 2 月 となっておりますが、これは ・第 1 年次:2017 年 1 月～2018 年 5 月 ・第 2 年次:2018 年 6 月～2019 年 5 月 ・第 3 年次:2019 年 6 月～2022 年 2 月 つまり、6 月から新年次に切り替わると理解してよ ろしいでしょうか。	履行期限として記載しています。実際には、第 1 年次、第 2 年次の業務の完了は、それぞれ 4 月中旬までを想定してい ますので、第 2 年次、第 3 年次の業務を 5 月中には開始で けると想定しています。ただし、契約年次の切り替え時期に ついては、より適切とお考えになる時期がありごましたら 、プロポーザルにてご提案ください。

6	別紙「第 2 業務の目的・内容に関する事項」 10 ページ 「6. 業務の内容」の【第 2 年次契約期間:2018 年 5 月～2019 年 5 月】の「(2)農業普及実施のためのツール(含む実習用の農機)、教材の整備、カ. 必要な普及マニュアル・教材・ツールの新規作成」	新規作成する教材・ツールについては、カウンターパート機関と協議・検討のうえ、作成することとなっていること、その媒体と作成量に対する考え方も提案者の中でバラツキが出ることも予想されます。別途見積での計上とさせていただくことは可能でしょうか。	新規作成する教材・ツールについては、別見積りとしてください。ただし、現時点で想定されるものやアイデアがございましたら、プロポーザルにてご提案ください。
7	別紙「第 2 業務の目的・内容に関する事項」 12 ページ 「6. 業務の内容」の【全契約年次共通事項】の「(1)モニタリングシートの作成」	「Monitoring Sheet Ver.2 から Ver.10 については、プロジェクト開始から半年ごとにモニタリングシートを作成し、JICA キューバ事務所を通じて JICA に提出する。」とあるが、もし JICA キューバ事務所が報告時に開設されていない場合には JICA メキシコ事務所へ立ち寄っての報告が必要となるでしょうか。	Monitoring Sheet の提出先が JICA メキシコ事務所となることは想定しておりません。また、JICA メキシコ事務所に立ち寄って報告していただくことは想定しておりません。
8	別紙「第 2 業務の目的・内容に関する事項」 14 ページ 「別紙 本邦研修業務の所掌分擔表」	本邦における宿舍の手配および 研修員の国内移動手配、が受注者の所掌となっています。他方、 において、研修員の来日時手当、滞在費、諸経費の支給は、貴機構となっています。 ・ については、手配 = 予約等の手続きは受注者、経費の支給は貴機構という分擔との理解でよろしいでしょうか。	及び については、いずれも予約と支払を含んでおり、受注者(または国内再委託先)より支払を行うことを想定しています。

以上